

# ○山梨県警察サイバーボランティア運用要領

平成16年12月20日  
通達（生企）第142号

## 第1 目的

この要領は、山梨県少年警察ボランティア運用要領（平成16年5月12日付け、通達（生企）第39号）の定めにより委嘱した少年補導員等の中から、インターネット上の少年に有害な情報等の発見、通報等を行い、インターネットに関連した少年の犯罪被害及び非行の防止を図ることを任務とする者（以下「サイバーボランティア」という。）を指定し、その運用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 委嘱

- 1 サイバーボランティアは、少年補導員等の中から次の要件を満たしている者を警察本部長が委嘱するものとする。
  - (1) インターネットに係る豊富な経験と知識を有している者
  - (2) 少年相談に関する知識と技能を有する者
- 2 警察本部長は、委嘱に当たっては、委嘱状（第1号様式）を交付するものとする。

## 第3 活動内容

サイバーボランティアの活動内容は、次に掲げる事項とする。

### (1) 環境浄化活動

インターネット上に氾濫する少年に有害な情報等の発見及び通報並びにそれら有害情報等を提供するホームページの開設者に対して、是正要請等の少年の健全な育成を阻害しないよう必要な措置を求める活動

### (2) 少年相談活動

インターネットを利用して、少年の悩み等少年問題に関する相談対応を行う活動

### (3) 声掛け及び補導活動

出会い系サイト等に投稿している少年に対して、メールを送るなどの声掛け及び補導を行い、犯罪被害及び非行の防止に努める活動

## 第4 活動要領

サイバーボランティアは、社団法人全国少年補導員協会が管理運営するホットラインシステムを利用し活動するものとする。

## 第5 任期等

- 1 サイバーボランティアの任期は、現に委嘱されている少年補導員の任期とする。
- 2 サイバーボランティアは、再指定することができる。

## 第6 解嘱

- 1 警察本部長は、サイバーボランティアが次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、委嘱を解除するものとする。
  - (1) 山梨県少年警察ボランティア運用要領第5の1により少年補導員を解嘱されたとき。
  - (2) 被委嘱者からサイバーボランティアの辞任の申し出があったとき。
- 2 警察本部長は、1により委嘱を解除した場合は、解嘱状（第2号様式）により通知するものとする。

## 第7 遵守事項

- 1 サイバーボランティアは、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。任期後又はサイバーボランティアを退いた後も同様とする。
- 2 サイバーボランティアは、特別の権限が付与されたものではないので、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵害してはならない。

## 第8 実施年月日

この要領は、平成17年1月1日から実施する。

\*様式～省略